食安輸発0806第3号平成26年8月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

## 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (中国産ハスの種子及びその加工品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号(最終改正:平成26年8月6日付け食安輸発0806第1号)にて通知したところです。

今般、中国産ハスの種子からアフラトキシンが検出されたことから、これまでの検出値を踏まえ、同通知の別表1の中国の項中、

製品検査の対	条件	検査 0	) 項	試験品採	検査の方法	検査を受けることを
象食品等		目		取の方法		命ずる具体的理由
ハスの種子及		アフラ	テト	別表 3 に	平成23年8月	アフラトキシンが付
びその加工品		キシン		よること。	16日付け食安	着又は含有している
(ハスの種子					発0816第2号	おそれがあるため。
を30%以上含					「総アフラト	
有するものに					キシンの試験	
限る。)					法について」	
					によること。	

## を

١.							
	製品検査の対	条件	検査の	項	試験品採	検査の方法	検査を受けることを
	象食品等		目		取の方法		命ずる具体的理由
	ハスの種子及		アフラ	1	別表3に	平成23年8月	アフラトキシンが付
	びその加工品		キシン		よること。	16日付け食安	着又は含有している
	( <u>ハスの種子</u>					発0816第2号	おそれがあるため。
	を 5 %以上含					「総アフラト	
	有するものに					キシンの試験	
	限る。)					法について」	
						によること。	

に改めますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。